生産緑地買取申出の提出書類

第10条の買取申出に要する図書

必須		生産緑地買取申出書(様式-1)	・・・土地所有者の実印押印したもの
		位置図	・・・地図等に土地の位置を明示したもの
		公図の写し	・・・公図に土地の位置を明示したもの
		土地登記簿謄本	・・・当該土地の所有者がわかるもの
		印鑑登録証明	・・・申請者のもの
対象の方のみ	死亡の場合	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書	
			・・・三田市農業委員会が発行したもの
		除籍謄本	
		遺産分割協議書の写し	・・・相続登記が済んでいない場合のみ
	故障の場合	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書	
			・・・三田市農業委員会が発行したもの
		故障認定通知書	・・・故障認定願により認定通知を受けたもの
	土地が	委任状(様式-17)	・・・代表者への委任状、
	共有の場合		押印者の印鑑登録証明が必要
	主たる従事者が	同意書(様式-18)	・・・押印者の印鑑登録証明が必要
	小作人等の場合		11111日 221日 近年 228年 2284年 277 21 24
	抵当権等の	誓約書	・・・実印を押印
	設定がある場合		2011-61111
	代理人の場合	委任状	・・・代理者への委任状
	その他	その他市長が必要と認める書類	
	※ 正本、副本、各1部 (副本に添付する証明書類等は写しでもかまいません) ※ 証明書類等は3ヶ月以内に発行・交付されたものに限ります		

■注意事項

- ※1 買取り申出を行い、公共団体や他の農業従事者の買取り希望がなく、申出から3か月間経過しない限り、建築制限等は解除されないのでご注意ください。
- ※2 公共による買取りがなく、他の農業従事者への斡旋が不調になった場合、農地法の手続きを行った上で農地転用が可能となります。農地転用を行う場合、下記の注意が必要です。
 - ・建築基準法上の道路の接道条件を満たさない場合
 - →建築物等が建てられない可能性があります。(接道条件の確認は、審査指導課まで(TEL:079-559-5112))
- ※3 生産緑地の解除前に、土地を有償で譲渡する場合、公有地の拡大の推進に関する法律第4条の規定(都市計画 区域内に存在する土地で、生産緑地地区の区域内の土地(200平方メートル以上の土地)に該当)に基づく届出 をする必要があります。

詳細つきましては、用地対策課まで(TEL:079-559-5125)